

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 福祉総務課

許認可等の内容		保護の開始の決定
根拠法令等及び条項		生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第3項
標準 処理 期間	根拠条項	生活保護法第24条第5項
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	14日（30日）
審査 基準	根拠条項	生活保護法第8条 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）
	参考事項	栃木市生活保護法施行規則
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 保護は、厚生労働大臣の定める基準（3参照）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。</p> <p>2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。</p> <p>3 厚生労働大臣の定める基準 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）のとおり。</p>	